

令和2年5月26日

地方裁判所長 殿

地方検察庁検事正 殿

弁護士会会長 殿

司法研修所事務局長 染谷 武宣

分野別実務修習の再開について（事務連絡）

昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及び北海道を対象として発出されていた緊急事態宣言が解除されました。これらの地域にある実務庁会では、5月8日付け当職事務連絡の記2及び3でお知らせしたとおり、修習の対象となる裁判事務等の実施状況や各庁会の人的態勢の状況、外出自粛に関する促しの有無・内容のほか、当該地域における社会・経済活動の状況等を考慮して、分野別実務修習の再開を検討してください。再開に当たっては、当初は、司法修習生を登庁等させる日を限定したり、半数ずつ登庁等させるなどの部分的な再開とし、その後の状況を見ながらこれを順次拡大することが相当と考えられ、第3クールの開始式の取り止めやガイダンス等の簡素化・実施方法の見直し等も検討してください。また、地域における感染状況のほか、各庁会の庁舎や執務室等の実情を踏まえて、十分な感染防止策を講じてください。

緊急事態宣言が既に解除された地域では、多くの実務庁会で分野別実務修習が再開されているところですが、引き続き十分な感染防止策を講じた上で、裁判事務等の段階的拡大に応じて、修習態勢の段階的拡大を検討してください。

本事務連絡の内容については、各庁会の司法修習の指導担当者及び事務担当者にも周知してください。